

第 183 回国会 衆議院 経済産業委員会内閣委員会財務金融委員会消費者問題に関する特別委員会連合審査会 第 1 号 平成 25 年 5 月 16 日

○安藤委員 おはようございます。自由民主党の安藤裕でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

昨日、25 年度予算も通りまして、いよいよ安倍内閣も本格的にアベノミクスが動かせるということになってまいりました。これから、与党も全力を挙げて日本のために仕事をしていきたいと思っております。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

きょうは、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案について御質問をいたします。

既に経済産業委員会の方でもかなり議論が尽くされているというふうに思っておりますけれども、きょうは、今までの委員会での議論を踏まえた上で、幾つか確認をさせていただきたいと思っております。

まずは、事業者間の取引でのいわゆる減額や買ったときなどについて聞いていきたいと思えます。

従来より、下請法でこういった行為は禁止をされていると思えますけれども、残念ながら、下請法自体が十分に機能しているとは言えない状況ではないかと思えます。私自身も、税理士をしていたときに、発注元に泣かされる中小企業の声をよく聞いておりました。例えば、発注書を幾ら催促しても出てこない、あるいは、見積もりを何回もやり直して、それで合意して製品を納入したのに、その後値引きを要求される、そして、それをのまなくては代金を支払ってもらえない、そういった取引は、残念ながら、今でも日常的に発生していると思えます。

そこで、今回の特別措置法以前に、下請法の運用と、それから、こういった減額や買ったときなどの取引の実態の把握について行政としてどのように取り組んでこられたのか、そのことについて、まず公正取引委員会の方にお尋ねをしたいと思えます。

○杉本政府特別補佐人 お答えさせていただきます。

下請取引におきましては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合でありましても、その取引の性格からいたしまして、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくいという面がございます。

このため、従来から、公正取引委員会では、親事業者及び下請事業者に対しまして定期的な書面調査を実施することにより、違反被疑事実の発見に努めてきているところでございます。平成 23 年度におきましては、親事業者 38000、それから下請事業者 213000、合計 251000 に対しまして書面調査を実施しているところでございます。

公正取引委員会といたしましては、書面調査や下請事業者からの情報提供によりまして、

親事業者の違反被疑事実に接した場合には迅速かつ適切に調査を行うことにしております。平成 23 年度におきましては、18 件の勧告、4326 件の指導を行っているところでございます。

○安藤委員 ありがとうございます。

こういった取り組みの中で、今回は消費税の適正な転嫁という課題が新たに加わるわけでございます。

そして、今回の特別措置法を入れることによって、どのように消費税の転嫁状況についての把握をしていこうとお考えか、それを稲田大臣にぜひ伺いしたいと思います。

○稲田国務大臣 消費税率の引き上げに当たっては、仮に立場の弱い中小事業者が消費税の転嫁を拒否されるなどによって被害を受けたとしても、みずからその被害を申し出ただけでなかなか期待しにくいという面があります。

そこで、今回の法案第 15 条などによって、公正取引委員会だけでなく、中小企業庁、また事業を所管する省庁にも調査の権限を付与いたしております。また、転嫁拒否等の被害者からの情報提供を受け身的に待つだけではなくて、書面調査を実施するなど、政府一丸となって積極的な情報収集に努めることといたしております。

また、違反被疑事業者に対しては、15 条によって、各種資料の提出を求めたり、事情聴取、また、事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件の検査をさせることにいたしております。

○安藤委員 ありがとうございます。

こういったことはなかなか実態を把握するのが難しいと思いますし、御承知とは思いますが、表に出てきにくい問題だろうと思います。書面だけでもやはりなかなか出てこないと思いますし、やはり社長あるいは取引の担当者との直接のコミュニケーションをとっていかないと、実際にどういったやりとりがあって、どういった行動が行われているのかというのはなかなか把握できないと思います。

これもやはり政府の方だけではなかなか手が足りないと思いますし、実態を把握する上では、例えばその中小企業と直接にかかわりを持っている税理士とか、そういった人たちもぜひとも活用していただいて、そうした情報の収集に努めていただきたいと思います。

それから、これについてはもっと広報もしていただきたいと思うんですね。こういった下請法で禁止されている行為というものが、こういうことをしてはいけないということが、まだなかなか世間に知られていないのではないかと思います。こういったことを知らずに行っているという方々も大勢おられると思うんですね。自分が社会に出てからずっとこういう環境だった、こういうことを行うのは当然だというふうな商慣習で育っている方も大勢おられると思います。

しかし、こういった下請法に違反するような行為をなくしていくということが安心してビジネスができる環境整備につながると思いますので、ぜひとも、今回の特別措置法と、あわせて、旧来から存在する下請法の広報にも力を入れていただきたいと思っております。

それから、次の質問に移りますけれども、価格表示の問題、この特別措置法の8条についてということですが、以前に経済産業委員会で、例えば次のような表示は適法なのか違法なのかについてお伺いしますという質問で、「1つ目に、3%還元セール。2つ目に、全商品3%値下げ。3つ目に、価格据え置きセール。それぞれについて、今回の特措法案では適法なのか違法なのか、答弁を求めます。」という質問に対して、政府参考人の方から、「これらでは消費税という文言は用いておりませんが、このような表現でありましても、それを含まず表示全体から見まして、事実上、消費税と関連づけて値引き等の宣伝を行っていると思われる場合もあろうかと思っております。こういう場合には禁止されることになるというふうに考えております。」といった答弁がありました。

しかし、その後、4月26日、麻生大臣も、こういったことではなくて、この法律の要点というのは、業者の企業努力による価格設定自体というものを制限するわけではない、具体的に言うと、消費税との関連がはっきりしない、単なる春の生活応援セールとかそういった表示とか、また消費税の引き上げ幅と一致するだけの3%値下げといった表示が行われるだけで禁止することは法律の解釈として無理がありますというふうな発言をされているわけです。

こういったやりとりでは、今、事業者の中で大変に混乱が起きているのではないかと思いますし、どのような価格表示が禁止をされて、どのような表示であれば大丈夫なのか、今の時点での政府の見解を改めて森大臣にお伺いしたいと思います。

○**森国務大臣** 安藤委員に御答弁いたします。

本法案第8条の規定で禁止されている表示につきましては、経済産業委員会で御審議を踏まえまして、5月8日に、改めて政府としての考え方を文書として明らかにさせていただいたところでございます。

その内容は、本法案第8条の規定は消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止するものでありますから、例えば、消費税は転嫁しません、これは禁止されます。または、消費税率上昇分値引きしますとか、消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与しますなどの表示は禁止されることになります。

一方、消費税といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、原則として禁止される表示には該当しません。

したがって、消費税との関連性がはっきりしない、春の生活応援セールや、たまたま消費税率の引き上げ幅と一致するだけの、3%値下げといった表示が行われているだけで、その文言だけありますときには、このような宣伝等が禁止されることにはなりません。

○**安藤委員** ありがとうございます。

この消費税の転嫁の問題というのは本当に難しい課題だと思います。

消費税は今でも十分に転嫁できなくて、そして、さらに長く続く不況の中で、薄い利益をさらに削って消費税を納税しているという事業者の方が本当に大勢いるわけですね。

そのときに、消費税の増税をきっかけとした値引き合戦、値引きセールというものが起きてしまったら、倒れていく中小企業が続出するのではないか。今そういうことが考えられる中で、ある程度強制力をもって消費税の増税というものを国民の総力を挙げて実行しなくてはならないということではないかと思ひますし、そのためにこの法案が提案されているのだらうと思ひます。

ぜひとも、この法律が適切に運用されて、立場の弱い事業者が不当に負担することのないように、政府にはその管理監督、指導をよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

次の質問に移ります。

安倍内閣が発足してから 5 カ月ほどが経過をいたしました。安倍内閣も出だしは好調ですけれども、25 年度予算も昨日やっと成立をしたばかりで、アベノミクスは今大変に期待をされていますけれども、これを期待に終わらせずに、実体経済に確実に反映させていくことが安倍内閣に求められていると思ひます。

そこで、お伺ひをしたいと思います。消費税の増税時期についてでございます。

平成 24 年の消費税の増税法案の附則第 18 条には、消費税率の引き上げについては、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、その他、総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずると規定してあります。

消費税は、最終的には消費者が負担をする税金です。したがって、この負担を求めるには、ある程度働く方々の給料が上がっている状態になっていなくてはならないと思ひます。給料が上がる前に消費増税だけが先行してしまつたら、それだけ、消費が落ち込み、デフレからの脱却が遠のいてしまうという結果も招きかねません。

政府としては、消費増税の是非についての判断を、いつ、どのような形で行う予定なのか、麻生副総理にお答えいただきたいと思ひます。

○**麻生国務大臣** 今おっしゃつたように、消費税を上げて、増税はしたけれども増収にはならなかつた、あほみたいなことを前にやつたことがあります。1997 年、主税は所得税、法人税、消費税で 41 兆円、2% 値上げしましたので、通常だつたら 5 兆円ぐらい増収になるはずだつたんですが、現実問題は、4 兆円の減収、プラスマイナス 9 兆円の差が出たという、まことにこの種の話としては痛い現実があります。

したがって、今回も同じ轍を踏むといへば全くあれがないわけで、平成 26 年の 4 月に上げるということは、三党合意でそういうことになっております。これは、民主党のときにこの法律は決まっておりますので。

三党合意でやらせていただいたんですが、現実問題として、今話題になっております、値札を張りかえる等々の作業に時間がかかることを考えると、最低半年前という平成 25 年の 10 月をめどということになります。

三党合意のときには、附則 18 条、これは長ったらしいことがいっぱい書いてありましたけれども、誰が書いたのか知りませんが、物すごくわかりにくく書いてあります。早い話、あれは景気が悪ければ上げないということが書いてあるわけです。

何をもって景気の指標にするかということは、またいっぱい書いてありますけれども、あれ以外にも C P I とかいろいろ参考にしなければならない指標はいっぱいありますので、それを見た上で判断するというのがこの 10 月ということだろうと思います。

したがって、それまでの間、一番目先の指標は、多分 4—6 の数字が一番確実な数字だと思いますので、4—6 の数字を対象にすることになろうと思います。

御存じのように、平成 25 年度の予算というものは、平成 24 年の 12 月に選挙が行われておりますので、予算編成が大幅に、約 3 カ月ぐらいうれまして、普通 12 月に予算編成が終わるはずが、12 月に予算編成が始まるということになりましたものですから、大幅におくられて昨日通過ということになっております。

この予算の執行が、現実問題、いわゆる需要というところで出てくるのはかなり先になりますので、4—6 どころか、もっと後にずれ込んでくる確率が高いというときになりますと、その判断は、そこまでに景気が、株が 1 万 5000 円になっただけではなくて、その他のものが、需要が出てくるまでにはさらに時間を要する等々考えますが、景気が上がっていくであろうと思ってももらえない限りは、消費税の値上げをしても、それが結果としてなかなか増収にならない確率は考えておかねばならぬと思います。

この判断時期につきましては、一応、半年前と思っておりますので、10 月をめどと思っておりますけれども、それまでの間に景気がいかによくなっているかというのが、これから予算を執行するに当たっての一番の問題かな、そのように考えております。

〔富田委員長退席、吉川委員長着席〕

○安藤委員 ありがとうございます。

大変に答えにくい質問だったと思いますけれども、本当にこれはぜひとも慎重に判断をしていただきまして、アベノミクスが成功していくのも、やはり消費税の増税時期というものが大きく影響してくると思います。また、日本経済の、力強い日本の再生の妨げにならないように、ぜひとも適切な判断をしていただきますようによろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に、今回の法案審議の中で、経済産業委員会で参考人として出席をされていた、日本チェーンストア協会の清水会長の御意見、本当にすばらしい御意見を述べておられましたので、ぜひとも、きょうのこの合同審査会の皆さんともこの御意見を共有しておきたいと思っております。私は、今回の消費税の転嫁問題はこの御意見に集約をされていると思っております。こう

いったことを意見として述べられています。

それはいろいろ言い分はあります、大企業も中堅企業も中小零細も。だけれども、この消費税については、誇りを持ってこれを納めるんだというのが国民全体の意思であってしかるべきで、そのお手伝いを我々業界はやる。この転嫁問題で、ああだこうだとあげつらうことは私はできないと思います。翻って考えると、日本国というのは、世界の 193 カ国の中で領土の広さは 60 何番目ですよ。さきの大戦で海外領土を全部失って、こんな小さな島で 1 億 2000 万人がどうして食っていくのか。みんなが力を合わせて譲り合って、この国をどうするかということを実際に真剣に考えないと、あの大戦で殺された 400 万人の我々の仲間に申しわけない。この転嫁問題は、業者、国民の良識に任せる。大企業は、仕入れ価格が違う、決済条件が違う、配送費も違う。

そして、この清水会長自身、大型食品スーパーの経営者です。従業員が 3 万 7000 人もいます。

だけれども、中小零細企業の方々と本当にお互いに力を合わせて、どちらかという大は我慢して側隠の情を持って、また中小零細の方は頑張る、この国をどうするか、自分たちの仕事をどう守るか、従業員をどう守るか、これに注力しなきゃいけない、かように思っています。

少し省略をします。

この転嫁問題は、もう言わずもがな、大企業は大企業でみずから自粛をして、少なくとも、消費税を対象にしたセール、これは私はみずから律すべきだと思います。

そして、最後にこのように述べられています。

どうぞ皆さん、国会議員、衆議院、参議院 722 名、与党、野党ありません、この日本国を 50 年、100 年、200 年先どうするか、この議論をやってください。それで、霞が関の世界一清潔で優秀な官僚に、国会の皆さんが決めた日本国のあるべき姿、グランドデザインを渡して、この実行方をやらせる、それに国民は総力を挙げて協力する。200 何十年前に、インディアンを追っ払ってアメリカ合衆国をつくって、あんな寄り合い世帯で、ウォール街の、これはちょっと言葉が悪いので省略しますが、あんなものの支配する自由とか、あんなものを日本で通用させちゃいけないし、しちゃいけないんですよ。

このように言っておられます。これはまさに正論だと思います。

私は、今、日本は大変な危機的な状況に陥っていると思いますけれども、この今だからこそ、本当の保守政治を取り戻して、2000 年に及ぶ、世界で最も長い歴史を持つ日本の伝統的価値観や道徳心や倫理観を持って、日本の将来を考えるとときだと思います。それによって、日本を取り戻す。このことが今の日本には本当に大事であるということをお指摘させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。